水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和二年十二月十八日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百五十六号

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項及び第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一第六十六号の三中「もの（」の下に「住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日の翌日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　菅　義偉

省令

○財務省令第二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十二条の八第四項（同令第六十二条の十五及び第六十五条において準用する場合を含む。）及び第六十二条の二十二第四項（同令第六十二条の二十五及び第六十二条の三十二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

法務大臣　上川　陽子

財務大臣　麻生　太郎

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則の一部を改正する省令

輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則（平成六年法務省大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第四、様式第六、様式第八、様式第十、様式第十二及び様式第十四中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

○農林水産省令第八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十一条の十第二項第一号の規定に基づき、土地改良法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月十八日

農林水産大臣　野上浩太郎

土地改良法施行規則の一部を改正する省令

土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の二中「一万ヘクタール」を「おおむね三千ヘクタール」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。